

吉岡町 障害福祉のあらまし

※令和5年4月時点の福祉制度の概要を説明した冊子です。
法改正などにより内容が変わる場合があります。
詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。

【1. 手帳について】	1	(8) 特別支援教育就学奨励費	9
(1) 身体障害者手帳の交付	1	(9) 特別支援学校就学援助費	9
(2) 療育手帳の交付	1	(10) 難病見舞金の支給	9
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	1	(11) じん臓機能障害者通院交通費の助成	10
【2. 税金の控除について】	1	(12) 人工肛門膀胱造設者等見舞金	10
(1) 町民税・所得税の障害者控除	1	【7. 医療制度について】	10
(2) 相続税・贈与税の控除	1	(1) 福祉医療	10
(3) 自動車税、軽自動車税の減免	2	(2) 後期高齢者医療保険	10
【3. 各種割引・減免について】	2	(3) 自立支援医療（更生医療）	11
(1) JR 運賃の割引	2	(4) 自立支援医療（育成医療）	11
(2) バス運賃の割引	2	(5) 自立支援医療（精神通院）	11
(3) 国内航空運賃の割引	2	(6) 特定医療費（指定難病）制度	11
(4) タクシー運賃割引	2	(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	11
(5) 携帯電話料金の割引	3	(8) 先天性血液凝固因子障害等医療給付	11
(6) 有料道路割引	3	【8. 日常生活の援助について】	11
(7) NHK 放送受信料の減免	3	(1) 障害福祉サービス	12
(8) NTT 番号案内無料措置	3	(2) 障害児通所支援	12
(9) 「駐車禁止除外指定車」標章の交付	3	(3) 相談支援事業	13
(10) 思いやり駐車場利用証の交付	4	(4) 移動支援事業	13
(11) 高齢運転者等専用駐車区間制度	4	(5) 日中一時支援事業	13
【4. 要支援者支援について】	4	(6) サービスステーション事業	14
(1) 安心カード	4	(7) 地域活動支援センターよしおか	14
(2) ヘルプマーク	4	(8) 手話通訳者・要約筆記者等派遣	14
(3) ヘルプカード	4	(9) 訪問入浴サービス	14
(4) 避難行動要支援者名簿登録	4	(10) 日常生活自立支援事業	14
【5. 福祉機器・住宅改造等について】	5	(11) 重度障害者等理容美容利用券の交付	14
(1) 補装具の交付・修理	5	(12) 配食サービス事業	15
(2) 日常生活用具の給付	5	(13) 福祉ホーム事業	15
(3) 難聴児補聴器購入支援事業	6	(14) タクシー運賃等助成事業《よしタク》	15
(4) 福祉車両・器具備品の貸し出し	6	(15) 吉岡町成年後見支援センター	15
(5) 緊急通報システム貸出サービス	6	(16) 吉岡町医療的ケア児通所施設等訪問看護事業	15
(6) 紙おむつ購入助成事業	6	(17) 高齢者等ごみ出し支援事業	16
(7) 自動車改造費の補助	7	(18) 高齢者等買い物代行サービス	16
(8) 重度身体障害児者住宅改修費の補助	7	【9. 就労について】	16
(9) 防災無線文字表示機の貸与	7	(1) ハローワークによる就職支援	16
【6. 手当・年金・見舞金について】	8	(2) 群馬障害者職業センター	16
(1) 特別障害者手当	8	(3) 障害者就業・生活支援センターみずさわ	16
(2) 障害児福祉手当	8	【10. 障害者団体について】	17
(3) 特別児童扶養手当	8	(1) 吉岡町身体障害者自立更生会	17
(4) 児童扶養手当	8	(2) 知的障害児（者）親の会	17
(5) 障害基礎年金	8	【11. 各種窓口】	17
(6) 群馬県心身障害者扶養共済制度	9		
(7) 障害者特別年金	9		

【1. 手帳について】

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(1) 身体障害者手帳の交付	<p>身体に障害のある方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <p>①申請書（役場備付）、②本人の顔写真（縦4cm、横3cm）③印鑑④マイナンバー⑤診断書（指定書式にて県指定医が記載したもの）</p>	<p>介護福祉課福祉室</p> <p>TEL.0279-26-2246</p>
(2) 療育手帳の交付	<p>知的障害のある方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。申請の前に判定機関にて判定が必要になります。（18歳未満は児童相談所、18歳以上は心身障害者福祉センターにて判定）</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <p>①申請書（役場備付）、②本人の顔写真（縦4cm、横3cm）③印鑑、④マイナンバー</p>	<p>介護福祉課福祉室</p> <p>TEL.0279-26-2246</p>
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	<p>精神に障害のある方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <p>①申請書（役場備付）、②本人の顔写真（縦4cm、横3cm）、③印鑑、④マイナンバー、⑤診断書（指定医療機関の医師が指定様式にて記載したもの、初診日から6か月経過後のものに限る）もしくは精神障害を事由とする障害年金証書</p>	<p>介護福祉課福祉室</p> <p>TEL.0279-26-2246</p>

【2. 税金の控除について】

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(1) 町民税・所得税の障害者控除	<p>【対象者】</p> <p>手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方</p> <p>【内容】</p> <p>◎特別障害者控除→身体障害者手帳1・2級、知的障害重度判定者、精神障害者保健福祉手帳1級の方</p> <p>◎障害者控除→身体障害者手帳、知的障害判定者、精神障害者保健福祉手帳所持者</p> <p>◎同居特別障害者加算→特別障害者に該当する控除対象配偶者や扶養親族で同居を常況としている方</p>	<p>町民税</p> <p>→税務会計課税務室</p> <p>TEL.0279-26-2237</p> <p>所得税</p> <p>→高崎税務署</p> <p>TEL.027-322-4711</p>
(2) 相続税・贈与税の控除	<p>【対象者】</p> <p>手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方</p> <p>【内容】</p> <p>法定相続人である障害者が相続・遺贈により財産を取得する場合に控除が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>高崎税務署</p> <p>TEL.027-322-4711</p>

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(3) 自動車税、 軽自動車税の減 免	<p>【対象者】 身体障害者手帳（部位、等級により該当）、療育手帳 A、精神障害者 保健福祉手帳Ⅰ級かつ自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ち の方</p> <p>【内容】 障害のある方、または障害のある方と生計を一にする方が所有し運 転する自動車について減免します。 また、単身の障害者を常時介護している方が運転する場合も認めら れる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>自動車税（種別割・ 環境性能割）、軽自 動車税（環境性能 割） →群馬県自動車税 事務所 TEL.027-263-4343 軽自動車税（種別 割） →税務会計課税務 室 TEL.0279-26-2237</p>

【3. 各種割引・減免について】

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(1) JR 運賃の割 引	<p>【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方</p> <p>【内容】 手帳を提示して乗車券を購入して下さい。 ・第一種障害者は介護者も半額 ・（片道 100km を超える場合）第一種、第二種障害者が単独で利用す る場合は半額 ※各私鉄でも同様の割引制度ある場合あり。</p>	<p>詳しくは各鉄道会 社へお問い合わせ 下さい。</p>
(2) バス運賃の 割引	<p>【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> <p>【内容】 手帳を提示して乗車券を購入して下さい。 ※バス会社により対象者が異なるため事前にお問合せください。</p>	<p>詳しくは各バス会 社へお問い合わせ 下さい。</p>
(3) 国内航空運 賃の割引	<p>【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> <p>【内容】 ※割引率や対象路線は航空会社により異なります。 ※年齢制限がある場合あり。 ※知的障害者は保健福祉事務所か判定機関（児童相談所、心身障害 者福祉センター）で療育手帳に証明印をもらう必要あり。</p>	<p>詳しくは各国内航 空会社へ問い合 わせ下さい。</p>
(4) タクシー運 賃割引	<p>【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方</p> <p>【内容】 乗車時に手帳を提示して下さい。（手帳の提示でⅠ割引） ※実施していない会社もあるため事前にお問合せください。</p>	<p>詳しくは群馬県ハ イヤー協会又は各 タクシー会社へお 問い合わせ下さい。</p>

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(5) 携帯電話料金の割引	<p>【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> <p>【内容】 該当者に基本使用料の割引等が受けられます。</p>	詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせ下さい。
(6) 有料道路割引	<p>【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳 (A) をお持ちの方</p> <p>【内容】 障害者が自ら運転する場合や、重度障害者を乗せて介護者が運転する場合の有料道路料金を半額に割引。(事前に申請が必要となります。)</p> <p>【申請に必要なもの】 ①手帳②車検証③運転免許証 (本人が運転する場合) ④障害者名義の ETC カード⑤車載器セットアップ証明書 (④⑤は ETC をお使いの場合のみ必要)</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246
(7) NHK 放送受信料の減免	<p>【対象者】 手帳 (身体・療育・精神) 所持者がいる世帯</p> <p>【内容】 ◎世帯全員が住民税非課税→全額免除 ◎受信契約者が世帯主で次の要件を満たしている場合→半額免除 ・身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者又は聴覚障害者 ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級</p> <p>【申請に必要なもの】 ①手帳②認印</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246
(8) NTT 番号案内無料措置	<p>【対象者】 身体障害者手帳 (部位、等級により該当)、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳 (部位、等級により該当) のいずれかをお持ちの方</p> <p>【内容】 電話番号案内 (104) が無料になります。利用には事前登録が必要です。</p>	NTT ふれあい案内 TEL.0120-104-174
(9) 「駐車禁止除外指定車」標章の交付	<p>【対象者】 身体障害者手帳 (部位、等級により該当)、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級、小児慢性特定疾患児手帳をお持ちの方のうち色素性乾皮症の方、戦傷病者手帳 (部位、等級により該当)</p> <p>【内容】 歩行が困難な方が使用する車や輸送車を駐車禁止の規制対象から除外します。</p>	洪川警察署 TEL.0279-23-0110

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(10) 思いやり 駐車場利用証の 交付	<p>【対象者】 身体障害者手帳（部位、等級により該当）、療育手帳 A、精神障害者 保健福祉手帳Ⅰ級、高齢の方（要介護度Ⅰ以上）、難病患者の方（特 定疾患医療受給者証（小児慢性含む）をお持ちの方）、妊産婦（妊娠 7か月～産後6か月の方）</p> <p>【内容】 ショッピングセンター、飲食店など群馬県と協定を結んだ施設の駐 車場を優先的に利用できる利用証を交付します。</p> <p>【必要なもの】 各種手帳（妊産婦は母子手帳）もしくは介護保険証もしくは特定疾 患医療受給者証等</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246 （町保健センター、 町社会福祉協議会、 県障害政策課、保健 福祉事務所でも申 請できます。）</p>
(11) 高齢運転 者等専用駐車区 間制度	<p>【対象者】 普通自動車の運転ができる免許を受けた方のうち、以下のいずれか に該当する方。 ①70歳以上の方②聴覚障害もしくは肢体不自由であることを理由 に免許に条件を付されている方③妊娠中又は出産後8週間以内の方</p> <p>【内容】 公安委員会から交付された標章を掲げることにより、高齢運転者等 専用駐車区間に駐車できる制度です。</p>	<p>渋川警察署 TEL.0279-23-0110</p>

【4. 要支援者支援について】

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(1) 安心カード	<p>緊急連絡先やかかりつけの病院などの情報を記載できるカードで す。ひとり暮らしの障害者の方などが急に具合が悪くなり、救急車 を呼ぶ等の「もしも」のときに備えるものです。</p>	<p>吉岡町社会福祉協 議会 TEL.0279-54-3930</p>
(2) ヘルプマー ク	<p>義足や人工関節、内部障害や難病の方など、外見からわからなくて も援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としている ことを知らせることで援助を得やすくするためのマークです。役場 窓口にて申出をしていただくことで無料で交付しています。（一人 1つまで）</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(3) ヘルプカー ド	<p>緊急連絡先や必要な支援内容などを記載できるカードです。外見か ら障害があるとは分からない方が周囲に支援を求める際に有効で す。役場窓口で配布しています。（一人1つまで） また、群馬県のホームページからダウンロードして印刷すること でも利用できます。</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(4) 避難行動要 支援者名簿登録	<p>【対象者】災害時に自力で避難することが困難な障害のある方など 【内容】事前に要支援者名簿及び要支援者マップに登録し、災害時 等に避難支援者等に情報提供することで、救援活動等に役立てま す。</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>

【5. 福祉機器・住宅改造等について】

制度名	制度概要	お問い合わせ先
<p>(1) 補装具の交付・修理</p>	<p>【対象者】 身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>【内容】 身体機能を補完・代替するための補装具購入費の一部を補助。 ◎主な給付の例（対象者—補装具例） ①<u>肢体不自由者—義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、重度障害者用意思伝達装置</u>（下線は介護保険優先） ②視覚障害者—盲人用安全杖、矯正眼鏡等 ③聴覚障害者—補聴器等</p> <p>【申請に必要なもの】 ①身体障害者手帳、②認印 ※所得に応じて自己負担あり ※障害の程度、内容等により給付品目は異なるので、ご利用希望の場合はまずご相談ください。</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
<p>(2) 日常生活用具の給付</p>	<p>【対象者】 在宅の重度障害者（児）</p> <p>【内容】 日常生活がより円滑に行われるための用具の購入費の一部を補助。 ◎主な給付の例（例：対象者—対象種目） ①下肢・体幹機能障害—特殊便器、特殊寝台、特殊マット等 ②上肢機能障害—情報通信支援用具、特殊便器等 ③膀胱・直腸機能障害—ストーマ装具 ④聴覚障害—聴覚障害者用情報受信装置等 ⑤視覚障害—視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字器等 ⑥腎臓機能障害—透析液加湿器</p> <p>【申請に必要なもの】 ①身体障害者手帳、②認印 ※介護保険で同様の給付が受けられる方は介護保険が優先になります。 ※所得に応じて自己負担あり ※障害の程度、内容により給付品目は異なるので、ご利用希望の場合はまずご相談ください。</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(3) 難聴児補聴器購入支援事業	<p>【対象者】 18歳未満で身体障害者手帳の該当にならない軽・中度の難聴児（両耳の聴力レベルが30dB以上）</p> <p>【内容】 補聴器購入に要する費用の一部を補助。 ※所得制限あり</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <p>①認印 ②意見書 ③見積書 後日④振込先口座の預金通帳 ⑤領収書</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(4) 福祉車両・器具備品の貸し出し	<p>【対象者】 障害のある方</p> <p>【内容】 ◎歩行が困難で車椅子を利用されている方に対し、リフト付き自動車を貸し出します。（燃料費1km10円負担あり） ◎車椅子、ベッド等の福祉用具を原則3ヶ月間貸し出します。（介護保険優先）</p>	<p>吉岡町社会福祉協議会 TEL.0279-54-3930</p>
(5) 緊急通報システム貸出サービス	<p>【対象者】 町内に親族のいない65歳以上のひとり暮らしの方であって、持病や障害等により常に見守りが必要な方</p> <p>【内容】 携帯用のペンダント型通報装置と本体を自宅に設置します。緊急時にペンダントまたは本体のボタンを押すと自動的にシステム業者に通報され、業者が安否確認のために訪問します。また、室内にセンサーを設置し、12時間以上反応がないと自動的にシステム業者に通報されます。</p>	<p>介護福祉課介護高齢室 TEL.0279-26-2247</p>
(6) 紙おむつ購入助成事業	<p>【対象者】 吉岡町に住所がある在宅の方で、常時紙おむつまたは尿取りパッドを使用し、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上で身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A所持者 ・65歳以上で要介護3から5の方 <p>【内容】 1回1万円を上限に、紙おむつと尿取りパッドの購入費を助成します。年2回（9月と翌年3月）申請を受け付け、審査後に指定された口座へ振り込みます。</p>	<p>介護福祉課介護高齢室 TEL.0279-26-2247</p>

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(7) 自動車改造費の補助	<p>【対象者】 身体障害者手帳 上肢、下肢、体幹機能障害のいずれかをお持ちの方</p> <p>【内容】 障害者が運転しやすいよう、制御装置などを設置する改造費用の一部を補助。(一人一回限り、上限10万円) ※身体障害者本人の所有する車に限る。 ※所得制限あり(所得税年額12万円以下の方) ※改造前に要相談(改造後の申請は補助対象となりません。)</p> <p>【申請に必要なもの】 ①身体障害者手帳、②認印、③車検証、④運転免許証、⑤見積書(後日)⑥預金通帳、⑦領収書)</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246
(8) 重度身体障害児者住宅改修費の補助	<p>【対象者】 身体障害者手帳下肢・体幹1～2級または視覚障害1級をお持ちの方</p> <p>【内容】 障害者が暮らしやすいよう、浴室玄関、便所、台所等の改造費を一部補助。(一人一回限り、改造費の5/6、上限50万円) ※施工前に要相談(施工後の申請は補助対象外) ※所得制限有(町民税所得割16万円未満の世帯に属する方) ※毎年度9月末までに申請してください。 ※職員が現地確認を行う場合があります。</p> <p>【申請に必要なもの】 ①身体障害者手帳、②認印、③預金通帳、④見積書、⑤施工箇所の写真、⑥施工前と施工後の図面</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246
(9) 防災無線文字表示機の貸与	<p>【対象者】聴覚障害を理由として身体障害者手帳の交付を受けている方の属する世帯の方</p> <p>【内容】防災無線戸別受信機と併せて文字表示機を貸与する制度です。設置工事費は無料です。 ※電波の受信状況により、住宅の一部を傷つける外部アンテナ設置工事が必要な場合があります。</p>	総務課協働安全室 TEL.0279-26-2243

【6. 手当・年金・見舞金について】

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(1) 特別障害者手当	<p>【対象者】 著しく重度の障害の状態にあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方（入所中の方、3か月を超えて入院している方は除く）</p> <p>【内容】 該当者に手当金を支給</p> <p>【申請に必要なもの】 ①各種手帳、②認印、③診断書、④預金通帳</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(2) 障害児福祉手当	<p>【対象者】 日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方（入所中の方は除く）</p> <p>【内容】 該当者に手当金を支給 （支給月5、8、11、2月） ※所得制限あり</p> <p>【申請に必要なもの】 ①各種手帳、②認印、③診断書、④預金通帳</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(3) 特別児童扶養手当	<p>【対象者】 心身に障害のある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者（他要件あり）</p> <p>【内容】 該当者に手当金を支給。</p>	<p>健康子育て課子育て支援室 （保健センター内） TEL.0279-26-2248</p>
(4) 児童扶養手当	<p>【対象者】 母子父子家庭や、父または母が一定程度の障害（障害年金1級程度）の状態にある家庭などで、18歳になって最初の3月31日までの間にある児童を監護している母親・監護し生計を同じくする父親、養育者等</p> <p>【内容】 該当者に手当金を支給。</p>	<p>健康子育て課子育て支援室 （保健センター内） TEL.0279-26-2248</p>
(5) 障害基礎年金	<p>【対象者】 国民年金法で定める障害等級表に該当する方</p> <p>【内容】 該当者に対し年金を支給。</p>	<p>住民課住民保険室 TEL.0279-26-2249 又は 渋川年金事務所 TEL.0279-22-1614</p>

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(6) 群馬県心身障害者扶養共済制度	<p>【加入できる方】 障害者の保護者（65歳未満の健康な方）</p> <p>【対象となる障害者】 身体障害者（身障手帳1～3級該当者に限る）、知的障害者、精神障害者</p> <p>【内容】 保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一の事があった場合、残された障害者に年金（1口2万円）を支給。 ※掛金は加入者の年齢や加入時期で変わります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(7) 障害者特別年金	<p>【対象者】 身体障害者手帳3級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級のいずれかの手帳をお持ちの方で、当該年度の10月1日時点で一年以上吉岡町に在住している町民税非課税世帯の方</p> <p>【内容】 該当者に年額10,000円を支給（支給月11月） ※該当年度に、吉岡町敬老年金、恩給法の規定による増加恩給又は傷病年金、戦傷者戦没者遺族等援護法の規定による障害年金、国民年金法の規定による障害基礎年金、特別児童扶養手当のいずれかを受給している方または生活保護受給世帯の方は支給されません。</p> <p>【申請に必要なもの】 ①各種手帳、②預金通帳</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(8) 特別支援教育就学奨励費	<p>町内の特別支援学級に通う児童生徒に対し、世帯所得に応じて就学奨励費を支給する制度です。</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育室 TEL.0279-26-2286</p>
(9) 特別支援学校就学援助費	<p>特別支援学校の小学部・中学部に在学する児童生徒に対して就学援助費を支給する制度です。</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育室 TEL.0279-26-2286</p>
(10) 難病見舞金の支給	<p>【対象者】 県が発行する特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証のいずれかをお持ちの方</p> <p>【内容】 該当者に月額2,000円を支給（支給月9月、3月）</p> <p>【申請に必要なもの】 ①各種受給者証、②認印、③預金通帳</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(11) じん臓機能障害者通院交通費の助成	<p>【対象者】 じん臓機能障害の身体障害者手帳をお持ちで人工透析を行っている方（当該年度の町民税非課税の方に限る。その他要件あり。）</p> <p>【内容】 人工透析を受けている方の通院に要した交通費を一部補助。</p> <p>【申請に必要なもの】 ①身体障害者手帳、②認印、③預金通帳、④通院証明書 ※じん臓機能障害で手帳をお持ちの方へ毎年3月にご案内及び申請書一式を送付します。 ※吉岡町タクシー運賃等助成事業との併給は不可</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246
(12) 人工肛門膀胱造設者等見舞金	<p>【対象者】人工肛門、人工膀胱を造設された方、膀胱又は直腸機能障害により身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>【内容】 該当者に月額2,000円を支給（支給月3月）</p> <p>【申請に必要なもの】 ①身体障害者手帳（又は医師の証明書）②認印③預金通帳</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246

【7. 医療制度について】

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(1) 福祉医療	<p>【対象者】 身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方、障害年金1級の方、特別児童扶養手当1級の方</p> <p>【内容】 保険診療による自己負担分を助成。（一部対象外有り） ◎身体障害者手帳3級の方は入院のみ有効 ◎自立支援医療（精神通院）受給者証の方は精神通院のみ有効</p>	住民課住民保険室 TEL.0279-26-2249
(2) 後期高齢者医療保険	<p>65歳以上75歳未満で下記①～④のいずれかの要件に該当し、申請により認定された方は、後期高齢者医療制度に任意加入できます。</p> <p>①障害年金1、2級の方 ②身体障害者手帳1～3級又は4級の一部の方 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ④療育手帳A判定の方</p>	住民課住民保険室 TEL.0279-26-2249

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(3) 自立支援医療（更生医療）	<p>【対象者】 18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>【内容】 身体障害部分に対して障害の軽減、機能回復を図るための医療費の一部を補助。 ※入院や手術前に申請が必要 ※所得に応じて自己負担あり</p> <p>【特別の医療の例】 心臓手術、関節等各種形成手術、人工透析、肝機能障害など</p> <p>【申請に必要なもの】 ①身体障害者手帳、②認印、③意見書、④概算額内訳書、⑤保険証、⑥マイナンバーの分かる書類</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(4) 自立支援医療（育成医療）	<p>【対象者】 18歳未満で手術等の医療が必要な方</p> <p>【内容】 身体障害のある児に対し、手術などにより生活能力を回復するための医療費の一部を補助。</p> <p>【医療の例】 先天性耳奇形形成術、口蓋裂形成術、心臓手術、人工透析、中心静脈栄養法など</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(5) 自立支援医療（精神通院）	<p>【対象者】 精神疾患で継続した通院が必要な方</p> <p>【内容】 精神疾患の治療のため継続的な通院が必要な方に対し、医療費の一部を補助。</p> <p>【申請に必要なもの】 ①認印、②診断書（手帳をお持ちの方は省略できる場合あり）、③保険証、④マイナンバーの分かる書類、⑤障害年金を受給されている方は年金証書等</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(6) 特定医療費（指定難病）制度	<p>厚生労働大臣が定める指定難病について、その治療に係る医療費の一部を助成。</p>	<p>渋川保健福祉事務所 TEL.0279-22-4166</p>
(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	<p>小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、医療費の自己負担分を一部助成。</p>	<p>渋川保健福祉事務所 TEL.0279-22-4166</p>
(8) 先天性血液凝固因子障害等医療給付	<p>先天性血液凝固因子障害及び血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症の患者（原則として20歳以上の方）の医療保険等の自己負担分を公費負担する制度です。</p>	<p>群馬県庁健康福祉部保健予防課難病対策係 TEL.027-226-2611</p>

【8. 日常生活の援助について】

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(1) 障害福祉サービス	<p>【対象者】身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病をお持ちの方</p> <p>【内容】 障害者総合支援法に基づくサービスです。サービス利用をご希望の方は、担当部署または指定特定相談支援事業所へご相談ください。 ※介護保険の対象者は介護保険を優先して利用していただきます。 ※所得に応じて自己負担あり</p> <p>◎サービス内容</p> <p>○介護給付 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護（視覚障害者に対する外出支援）、重度障害者等包括支援、同行援護、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援</p> <p>○訓練等給付 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）、就労定着支援、自立生活援助</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246
(2) 障害児通所支援	<p>【対象者】 障害児（18歳未満）</p> <p>【内容】 児童福祉法に基づくサービスです。サービス利用をご希望の方は、担当部署または指定特定相談支援事業所へご相談ください。 ※所得に応じて自己負担あり</p> <p>◎サービス内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援（就学前の発達支援） ・放課後等デイサービス（就学児の生活訓練等） ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(3) 相談支援事業	<p>障害福祉サービスの利用支援や障害に関するお悩みなどについての相談に応じます。</p> <p>(相談料は無料です。)</p> <p>○ 渋川広域障害福祉なんでも相談室 (対象範囲：障害全般)</p> <p>〒377-0008</p> <p>渋川市渋川1760-1 (渋川ほっとプラザ1階)</p> <p>TEL. 0279-30-0294</p> <p>FAX. 0279-30-0322</p> <p>【相談日時】月曜～土曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>※ 吉岡町役場での出張相談日→毎月第2月曜日の15時～17時 (15時～17時は手話通訳者も吉岡町役場に来所します。)</p> <p>○ よしおか相談支援事業所 (対象範囲：精神障害)</p> <p>〒370-3603</p> <p>吉岡町陣場98</p> <p>TEL. 0279-55-6625</p> <p>【相談日時】月曜～土曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)</p>	各相談支援事業所に直接ご連絡してください。
(4) 移動支援事業	<p>【対象者】視覚障害者(児)、全身性障害者(児)(肢体不自由の程度が1級で両上肢及び両下肢機能障害を有する方又はこれに準じる方)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病等により身体の状態が全身性障害者(児)と同様の方</p> <p>【内容】</p> <p>障害者の余暇活動・社会参加における外出時の移動を支援します。</p> <p>※ 通勤・通学にはご利用いただけません。</p> <p>※ 所得に応じて自己負担あり</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <p>① 各種手帳、② 認印</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246
(5) 日中一時支援事業	<p>【対象者】</p> <p>各種手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方、難病の方、障害児通所給付を決定されている方</p> <p>【内容】</p> <p>在宅の心身障害者(児)を介護している保護者が一時的に介護が困難となった場合に、一時的に事業所で見守りや日中活動の支援を行うサービスです。</p> <p>※ 所得に応じて自己負担あり</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <p>① 各種手帳、② 認印</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(6) サービスステーション事業	<p>【対象者】 在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）</p> <p>【内容】 在宅の心身障害者（児）を介護している保護者が一時的に介護が困難となった場合に、24時間対応のサービスステーションで介護を行うサービスです。 ※所得に応じて自己負担あり、事前に利用申請が必要となります。</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246
(7) 地域活動支援センターよしおか	<p>【対象者】 各種手帳（身体・療育・精神）をお持ちで、概ね15歳以上の方</p> <p>【内容】 日中活動の場の提供、交流等を行います。詳しくは、地域活動支援センターよしおかへお問い合わせください。</p>	地域活動支援センターよしおか TEL.0279-55-6654
(8) 手話通訳者・要約筆記者等派遣	<p>【対象者】 聴覚障害者等</p> <p>【内容】 意思疎通支援事業として、聴覚障害者等が社会生活上必要な時に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。（費用は無料）</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246 FAX.0279-54-8681
(9) 訪問入浴サービス	<p>【対象者】身体障害者（児）で医師が入浴可能と認めた方（介護保険の訪問入浴介護を利用できる方は除く）</p> <p>【内容】 移動入浴車による入浴介助を行います。（週2回まで） ※所得に応じて自己負担あり</p> <p>【申請に必要なもの】 身体障害者手帳 訪問入浴可能証明書（様式は役場でお渡ししています）</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246
(10) 日常生活自立支援事業	<p>【対象者】 知的障害者等</p> <p>【内容】 自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方に「福祉サービスの契約支援」「日常的な金銭の管理」「書類などの預かり」サービスを行います。</p>	吉岡町社会福祉協議会 TEL.0279-54-3930
(11) 重度障害者等理容美容利用券の交付	<p>【対象者】 7月1日現在、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（死亡・転出・施設入所者を除く）</p> <p>【内容】 町内の協力理容・美容店で利用できる券（2,000円分×2枚）を交付。 対象者には毎年7月頃に郵送で券をお送りします。</p>	介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(12) 配食サービス事業	<p>【対象者】 ひとり暮らしの障害者</p> <p>【内容】 食生活の安定と安否確認を目的とし、月曜日から金曜日まで(週5日)昼食を宅配する。利用料は1回あたり300円。</p>	<p>吉岡町社会福祉協議会 TEL.0279-54-3930</p>
(13) 福祉ホーム事業	<p>【対象者】 在宅において生活することが困難な障害者(常時の介護や医療を必要とする方は除く)</p> <p>【内容】 家庭環境、住宅環境等の理由により住居を求めている方に対し、生活の場を提供します。</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>
(14) タクシー運賃等助成事業《よしタク》	<p>【対象者】 吉岡町に住民登録があり、申請時において次の条件のいずれかに該当する方</p> <p>①年齢満70歳以上の方 ②年齢満19歳以上で運転免許証を持たない方 ③身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの所有者</p> <p>【内容】 申請日に応じて、対象者1人につき年間72枚を上限とする利用助成券(1枚500円相当)を一括交付 ※じん臓機能障害者通院交通費補助金との併給は不可</p>	<p>企画財政課企画室 TEL.0279-26-2241</p>
(15) 吉岡町成年後見支援センター	<p>【対象者】 知的障害者、精神障害者等</p> <p>【内容】 物事の判断能力が十分でない方に、成年後見制度の相談や制度利用支援等を実施しています。</p>	<p>吉岡町成年後見支援センター(吉岡町社会福祉協議会内) TEL.0279-54-3930</p>
(16) 吉岡町医療的ケア児通所施設等訪問看護事業	<p>保育園や学校、障害児通所施設等に通っている短時間かつ定時の医療的ケアを必要とする児童に対して、町と委託契約を結んだ訪問看護事業者の看護師等を派遣する事業です。</p> <p>【対象者】 町内に住所があり、看護師が配置されていない施設等に通所している医療的ケアを必要とする児童</p> <p>【利用単位】 30分を1単位として、1日3単位まで ※1単位400円の利用者負担額がかかります。(ただし、対象者の属する世帯の課税状況により負担上限月額を定めています。) 医療的ケアに係る材料費などは利用者の負担になります。</p> <p>【対象医療ケア】 短時間かつ提示の対応が可能な処置 例) 自己導尿、痰の吸引、経管栄養、酸素吸入など</p>	<p>介護福祉課福祉室 TEL.0279-26-2246</p>

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(17) 高齢者等 ごみ出し支援事業	<p>【対象者】 障害者のみの世帯、65歳以上の高齢者及び障害者で構成される世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p>【内容】 ごみステーションまで家庭系ごみの搬出が困難な世帯を対象に、町が委託した業者がごみを回収します。希望する方には、ごみの収集時に声をかける安否確認も行います。</p>	<p>介護福祉課介護高齢室</p> <p>TEL.0279-26-2247</p>
(18) 高齢者等 買い物代行サービス	<p>【対象者】 障害者のみの世帯、75歳以上の高齢者及び障害者で構成される世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p>【内容】 運転免許証の返納や心身機能の衰弱による外出困難等の理由により日用品又は食料品の買い物が困難な世帯を対象に買い物を代行し、日常生活の支援及び見守りを行います。</p>	<p>介護福祉課介護高齢室</p> <p>TEL.0279-26-2247</p>

【9. 就労について】

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(1) ハローワークによる就職支援	コミュニケーションや勤務時間に一定の配慮が必要な方などに対して、障害特性に応じた職業の紹介、求人開拓等を実施しています。	<p>ハローワーク渋川 (渋川公共職業安定所)</p> <p>TEL.0279-22-2636 FAX.0279-23-4370</p>
(2) 群馬障害者職業センター	障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク(公共職業安定所)、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方に対して、支援・サービスを提供しています。	<p>群馬障害者職業センター</p> <p>TEL.027-290-2540 FAX.027-290-2541</p>
(3) 障害者就業・生活支援センターみずさわ	就職に関する悩み・心配ごとの相談、ハローワークとの連携、就労に伴う生活上での悩み相談等を行っています。	<p>障害者就業・生活支援センターみずさわ</p> <p>TEL.0279-30-5235 FAX.0279-54-7003</p>

【10. 障害者団体について】

制度名	制度概要	お問い合わせ先
(1) 吉岡町身体障害者自立更生会	<p>【対象者】 身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>【内容】 研修旅行、障害者親睦会、軽スポーツ大会への参加等の事業を行っている団体です。</p>	<p>吉岡町社会福祉協議会</p> <p>TEL.0279-54-3930</p>
(2) 知的障害児(者)親の会	<p>【対象者】 療育手帳をお持ちの方</p> <p>【内容】 各事業を通して親子での交流を図る団体です。</p>	<p>吉岡町社会福祉協議会</p> <p>TEL.0279-54-3930</p>

【11. 各種窓口】

窓口名	内容	郵便番号・所在地	電話(FAX)番号
吉岡町役場	各種制度の利用に関する相談等	〒370-3692 吉岡町大字下野田 560	TEL.0279-54-3111 FAX.0279-54-8681
吉岡町社会福祉協議会	暮らしの相談、福祉機器の貸出等	〒370-3604 吉岡町大字南下 1333-4	TEL.0279-54-3930 FAX.0279-54-3673
渋川広域障害福祉なんでも相談室	障害に関する悩み、障害福祉サービスについて、就労に関することなどについての相談	〒377-0008 渋川市渋川 1760-1 (渋川ほっとプラザ1階)	TEL.0279-30-0294 FAX.0279-30-0322
よしおか相談支援事業所	精神障害に関する悩み、障害福祉サービスについて、就労に関することなどについての相談	〒370-3603 吉岡町陣場 98	TEL.0279-55-6625
渋川保健福祉事務所	保健・医療・福祉の総合的な相談窓口	〒377-0027 渋川市金井 394	TEL.0279-22-4166 FAX.0279-24-3542
北部児童相談所	児童福祉に関する相談 療育手帳の判定(18歳未満)	〒377-0027 渋川市金井 394 (渋川保健福祉事務所内)	TEL.0279-20-1010 FAX.0279-22-2277
発達障害者支援センター	発達障害に関する相談・就労等の支援及び理解の普及・啓発	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター7階	TEL.027-254-5380 FAX.027-254-5383
心身障害者福祉センター	身体・知的障害の相談 補装具・更生医療・施設入所の判定 療育手帳の判定(18歳以上)	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター2階	TEL.027-254-1010 FAX.027-254-2299
こころの健康センター	心の病気、依存症などの相談	〒379-2166 前橋市野中町 368	TEL.027-263-1166
渋川年金事務所	障害年金等	〒377-8588 渋川市石原 143-7	TEL.0279-22-1614
障害者職業センター	職業相談等	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1	TEL.027-290-2540 FAX.027-290-2541

窓口名	内容	郵便番号・所在地	電話(FAX)番号
渋川公共職業安定所（ハローワーク）	職業相談等	〒377-0008 渋川市渋川 1696-15	TEL. 0279-22-2636 FAX. 0279-23-4370
障害者就業・生活支援センターみずさわ	職業相談等	〒370-3606 吉岡町大字上野田 3480-1	TEL. 0279-30-5235 FAX. 0279-54-7003
群馬県身体障害者福祉団体連合会	身体障害者の結婚相談	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 1階	TEL. 027-255-6274 FAX. 027-255-6275
障害者 110 番	障害者の権利侵害や日常生活における相談等	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 1階 （群馬県身体障害者福祉団体連合会内）	TEL. 027-251-1100 FAX. 027-255-6275
群馬県障害者差別相談窓口	障害を理由とする差別に関する相談	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 1階 （群馬県身体障害者福祉団体連合会内）	TEL. 027-251-1166 FAX. 027-255-6275
渋川広域障害者虐待防止センター	障害者虐待に関する相談・通報	〒377-0008 渋川市渋川 1760-1	TEL. 0279-30-0294 FAX. 0279-30-0294
群馬県障害者権利擁護センター	使用者（障害者を雇用する会社など）による障害者虐待に関する相談・通報	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 7階	TEL. 027-289-3127 （休日・夜間の連絡先 080-8910-1011）
渋川警察署	障害者虐待事案に対する通報など	〒377-0006 渋川市行幸田 351-1	TEL. 0279-23-0110
法テラス群馬法律事務所	法的トラブル全般についての相談	〒371-0022 前橋市千代田町 2-5-1 前橋テルサ 5階	TEL. 050-3383-5399
吉岡町成年後見支援センター（吉岡町社会福祉協議会内）	成年後見制度に関する相談	〒370-3604 吉岡町大字南下 1333-4	TEL. 0279-54-3930 FAX. 0279-54-3673
権利擁護センター ぱあとなあ群馬（群馬県社会福祉士会）	成年後見制度に関する相談	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 7階	TEL. 027-212-8388

窓口名	内容	郵便番号・所在地	電話(FAX)番号
成年後見センター・リーガルサポート群馬支部（群馬司法書士会）	成年後見制度に関する相談	〒371-0023 前橋市本町 1-5-4 群馬司法書士会内	TEL.027-224-7773

＜当冊子に関するお問い合わせ先＞

吉岡町役場 介護福祉課福祉室

TEL. 0279-26-2246 (直通)

FAX. 0279-54-8681 (代表)

当冊子のデータ（最新版）は吉岡町ホームページ上で掲載します。

URL：<http://www.yoshioka.gunma.jp/>

（ホーム＞健康・医療・福祉＞障害福祉＞各種サービス等について）